

支部ニュース

2017 年 1 月 No. 518

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 文京区関口 1-8-6

メゾン-文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 Fax03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 2017 年のごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・須藤正樹
- 「今日からできる！憲法カフェ講師術」
自由法曹団東京支部 新人歓迎企画・・・・・・・・・・早田由布子
- 沖縄を踏みにじるな！高江への機動隊派遣費用の損害賠償を求める住民訴訟・・・・・・・・八坂玄功
- オスプレイと特殊作戦部隊—如何にその危険性を訴えるか—・・・・・・・・盛岡暉道
- 「2. 4 東京教育集会 2017」ご参加を！・・・・・・・・仲里歌織
- 郵政 65 歳解雇訴訟、上告審へ・・・・・・・・萩尾健太
- 新人紹介
※入団にあたってのご挨拶・・・・・・・・有岡佳次朗
※ 新人紹介・・・・・・・・島村海利
- 支部総会のご案内
- 2017 年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付
- 12 月幹事会議事録



2017年のごあいさつ

支部長 須藤 正樹

はじめに 今年から弁護士になる69期の司法修習修了者たちと話をしたら、弁護士になる前の奨学金債務が900万円にもなる人がいて驚いた。念のため、周囲の若手弁護士にこの種の借金の額を聞いたところ、人にもよるが300万円から700万円くらいであった。私自身は弁護士になり、大学院時代の奨学金を毎月数千円前後の超長期の返済で完済したが、当時はまだ弁護士収入は右肩上がりの時代で返済はまったく苦にはならなかった。これに比して今は、そもそも若手弁護士が就職し収入を得るのが一苦勞の時代なので、奨学金債務の負担は桁違いに重い。これが志を持って法曹の道を選び「幸いにも合格した人」の置かれている実情であるとしたら、他の道を進んでいる若者たちはどれほどに人生を享受できているのだろうかと考え、暗澹たる気持ちになった。政治社会の世界で進んでいる「戦争する国づくり」との闘いの一端を担い、若者などの関心が必ずしも高くないことを悩んでいる立場からすると、このような実態に切り込むことと平和の国づくりとを結合する訴えや運動が不可欠であると感じ。そのような視点から少し考えてみた。



- 1 司法修習生に対する給与については、戦後ずっと、給費制が採られてきたが、2011年11月に裁判所法が改正され希望者に修習資金を貸与する制度（貸与制）に変更となった。このため多くの修習生が、大学や法科大学院における奨学金の債務に貸与制による負債が上乗せになり、重い経済的負担となって久しい。法務省によれば、この給費制が、今年から月額13万5000円で復活し、住居費が必要な場合は月3万5000円追加され、司法修習に伴う引っ越し費用も補てんされる見通しとなった。これ自体は大変喜ばしいことで運動の大成果であるが、従前の例である公務員の初任給と比べて相当低額である上、この間の貸与制下の修習生との平等の問題など新たな課題も発生している。
- 2 他方で文科省の発表によれば、平成30年度から、給付型奨学金が、住民税非課税世帯を基準として、高等学校などからの推薦を条件に、月額で、国公立・自宅生は2万円、国公立・自宅外生と私立・自宅生は3万円、私立・自宅外生は4万円を各支給する制度が生まれる。対象は、低所得世帯の学生のうち、高校が推薦し一定の成績を収めた学生などおよそ2万人だという。ないよりはマシであることは明らかなが、日本は、欧米諸国に比べて高等教育の分野で公的な支出が少なく家庭の負担が大きい。OECDの調査では、高等教育の経費に家庭が支出する割合が高い国は、1位が韓国で68%、2位が日本で65%、3位がアメリカで64%となっており、OECD平均の30%を大きく上回っている。国公立大学の授業料は日本がおおよそ53万円が高いこと、「日本学生支援機構」（旧日本育英会）の貸与型奨学金の利用学生は学生全体の約4割で、昨年で132万人であること、3カ月以上の奨学金延滞者は17万人超えて延滞総額は898億円にのぼること等から見て、今回の制度が極めて低額で対象者も極めて限定されていることは明らかである。
- 3 憲法26条第1項は、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する、と規定する。これを受けて教育基本法第4条は、教育の機会均等をうたい、

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない、としている。現状が、このような憲法と法の定め趣旨に反するものであることは明らかであり、不十分な奨学金制度は大改革されなければならない。ところが今回の給費型の奨学金創設に対してすら、国民みな賛成と思いきや、維新の会元女性事務局長国会議員が、「私は給付型奨学金については大反対です。稼ぐなら中学から働いたって稼げます。本当に勉強したいなら社会に出てからだってできます。」と述べ、舛添都知事も現役知事の時、「自分は、高校生の時に父親をなくし、母子家庭で育った。その後の学費は貸付型の奨学金を借りて補い、卒業後に返済をした。借りたものを返さなければという一心で学業も卒業後の仕事も頑張り、それが達成できたからこそ、いま都知事としてここにいる。給付型の奨学金にも良いところはあるが、財源は限られているので慎重にすべきだ。」と語っている。確かに、それなりに努力して地位を得た人の中には、自らの経験を誇りとして個人の工夫と努力により解決せよという、自己責任論を掲げたい気持ちがあることはわかる。しかし問題は、社会制度としての奨学金を、このような自己責任論で論じることの可否であり、反対論の根拠である精神論や財源論の貧しさである。問われているのは、今日の社会の成熟度や、貧富の格差の程度や、財政の実態や、社会経済発展の見通しなどである。「学びたい気持ちさえあれば実現の道はある」「財源には限りがある」というような一般的抽象論では社会分析として不十分であるのは明白である。

- 4 今の社会には、奨学金問題以外にも、電通の労災過労死認定への批判に典型的に見られるように、この種の個人的、経験的な自己責任論が横行しているように見える。小学校ですら、厳しい受験競争の中で、塾通いできる子と学校へ通うだけが精一杯の子との間に格差が生まれ、「馬鹿にする、される」関係が生まれていると聞く。このような環境で育ち、格差と貧困が広がる社会で働き生活する多くの人も、様々な自己責任論にとらわれ、本来の社会問題をそれとして意識せずに見過ごしていないだろうか。実際、格差と貧困は、10年以上前には働き盛りの30代の青年労働者層が主流であったものが、今はジワリと広がり、若者だけでなく中年労働者にも及び、高齢者も真綿で首を絞められるような社会保障改悪による貧困化が進み、「中間層の崩壊」とまで言われるようになっている。年収300万円未満という経済的な理由から結婚できないとされる分岐点以下の収入しかない若者が増え、将来の展望が見通せない非正規労働者は4割を超えている。単身や夫婦だけの貧困高齢者世帯も増加して、この5年間で150万人も増えていると言う。これが主に、今日の大企業のグローバル化、多国籍企業化の結果であることは明らかで、著名な大企業でも外国資本が多数派であるような例も多く、大株主や一部経営トップの儲けのために、労働者の権利を無視した、不安定雇用推進、長時間労働や低賃金等の横行が、行われている。例えば、日本IBMのロックアウト解雇、東芝やシャープなど電機産業の大量リストラ、乗務員が不足しても大量整理解雇者を戻さない日航の経営策等がある。労働者を酷使・選別し、使い捨てにする「ブラック企業」も広がり、長時間過密労働や過大なノルマを課したうえ、落伍者のレッテルを貼られた者は業務と関係ない研修やパワハラ、セクハラで追い詰め「自主退職」へと追い込む悪辣な企業も、稀ではない。安倍内閣も、「働き方改革」と称して多様な働き方＝働かせ方の増加を狙い、「同一労働同一賃金」等と言葉だけは正しいことを口にしても実際は、「人材活用の仕組み」という「業務内容及び業務に伴う責任の程度、配置変更の範囲」などを理由で様々な差別を温存し、事実上は正規を非正規の賃金水準に引き下げる方向を狙っている。このような攻撃に対し反撃をするためには、1人で悩んでも解決は困難であり、企業的、社会的に弱い者たちが連帯することが不可欠で、そのためにはどうしても、社会問題を見ない、個人的、経験的な自己責任論は克服されなければならない。

5 アメリカ大統領選挙では、共和・民主両党の予備選で既存の支配勢力がウォール街や大資本の代表として怨嗟の的となり、結局、ドナルド・トランプという不動産王でカジノホテルの経営者が選出された。それに対する日米のマスコミの予測の外れやトランプの唱える右翼的差別主義的政策（維新の会そっくり）の批判的分析は別にして、トランプの選出もバーニー・サンダース民主党候補の躍進も、アメリカでの「中間層の崩壊」、グローバリズムの行き詰まりの結果であることは明らかである。つまり自己責任論に陥らずに「改革」に立ちあがった米国民が多数いたのである。中でも、アメリカのマイノリティーの若者などの圧倒的支持を得たサンダースの公約は、最低賃金引き上げ、医療保障・社会保障の拡充、公立大学授業料無償化、富裕層課税、保育サービス向上、子供の貧困・若者の失業率削減など、そのままで日本の野党や市民連合の政策と大差がない。言わば、日米の労働者・国民の要求は共通なのであり、自己責任論を克服しさえすれば、同じような運動がわが国でも急速に広がる可能性がある。サンダースと同じように言うなら、「近年の構造改革路線のために格差が再び拡大した」「だから今の状況は天災ではなく人災だ」「絶望するな、絶望は支配側の思うつぼだ、声を上げよう」と訴えることになる。実際にも、最近の安保法制の街頭演説とビラまきに対する国民の反応は、世代や性別による差はある程度あるが、一時の冷たい無反応ぶりを修正し、それなりに手ごたえが出てきたように思う。これを正夢にしようではないか。

「今日からできる！憲法カフェ講師術」

自由法曹団東京支部 新人歓迎企画

旬報法律事務所 早田 由布子

※12月幹事会の後半に、新人歓迎企画を行いました。

支部長あいさつ

講師自己紹介 「あすわか」 立ち上げ時から事務局長

いまは、憲法カフェが一般的な言葉になっている。

それまでは、憲法の学習会というと、公民館などで全く憲法のことに関心がない友達を連れていけるか。自ら足を運ぶハードルを乗り越えないといけなかった。このハードルを下げようというのが憲法カフェ。気軽に憲法の話聞いてもらおうという趣旨で始めた。

「あすわか」を立ち上げた当時、第二次安倍政権ができた直後。これから改憲に向かって進んでいくだろう。しかし、憲法とは何で、何をどう変えられようとしているのか、国民は知らないのではないか。憲法を変えようと思っただけで、守ろうとも思っていない人に対して、知ってもらいたいということで始めたのが憲法カフェ。



第1 憲法カフェの講師の依頼を受けたら・・・(準備段階)

1 まず、何をテーマに話をするか。テーマは多種多様。

- ・初級者コース、基本コース、時事コース（最近は緊急事態条項や憲法24条、共謀罪など）、運動論コース。
- ・やってみることが一番。1回話せば自信を持てる。機会を逃さない。
- ・国民投票法の改正問題について、生放送のラジオで話してくれという依頼を当日受けたこともある。勉強すれば何とかなる。

2 次に、話す相手がどういう集まりなのか。

- ・たとえば、九条の会から依頼を受けた場合は、憲法9条を守りたい人たちの集まり。
- ・憲法の話全く聞いたことがないのか、憲法を守りたいと思っている人なのかどうか、など。学んで帰るだけでは物足りないという場合もある。参加者が、帰ったら友達に話ができるように話さなければならない。聞いたらそのまま話せるような言葉で話さないといけない。参加者に向けて、次は自分が友人などに話すんですよと意識を持ってもらう。
- ・憲法を守らなければならないと思っていない人に、「憲法を守りましょう」と言っても、結論押し付け、憲法を守る運動している人たちは怖いと思われてしまう。様々な意見を紹介するとか、立憲主義の大本から説明をするなど。結論ありきの話し方をしない。
- ・性別や年代は？たとえば、40歳代の女性が集まる会の場合、「ベルサイユのばら」が好きな人が多い。「ベルばら」はフランス革命の話だから、立憲主義をからめて話しやすい。
- ・憲法を自分の問題だと思ってもらう必要がある。共感してもらう。人それぞれ興味は違う。何に興味を持っている人たちか、事前にインタビューする。オーガニックカフェの場合、添加物など気にする→情報公開に敏感→秘密保護法や知る権利について重点的に話す、労働組合だったら労働基本権の話を中心に、医療従事者だったら従軍の可能性などの例で戦争法の話をする、この人たちにとって憲法はどういう意味を持つのだろうと考えながら準備する。

3 人数は？

- ・20人程度までであれば、双方向のやりとりができる。事前準備が大変だけど。

4 講演料はどうする？

- ・無料で、交通費もなしでどこでも行くというのは長続きしない。活動を長続きさせるためには、経済的な裏打ちが必要。講演料の交渉が必要。講演料がもらえるのかも交渉しておくべき。自分の身を守るため。無理はしない。
- ・「あすわか」に依頼があったとき、会員にお願いすることがある。講演料の交渉をしたうえで会員にお願いしている。
- ・事務所によっていろいろと事情はあると思うので、適宜先輩弁護士と相談してください。

第2 実際に話してみる

1 紙芝居を使う

「あすわか」の紙芝居「王様をしぼる法」(カンパ2000円でデータ提供)

この紙芝居のいいところは、明治憲法も一緒に説明できる。最初は絶対王政の時代、日本でいうと江戸時代。その次の王様のもと、「王様がいいと言った範囲で自由を認める」というのは明治憲法下の「法律の留保」。その後、自分たちで王様を縛ること、立憲主義も説明できる。絵も使える。立憲主義を表す絵(王様が斧を親子に振り下ろそうとしているが、「憲法」と書かれた鎖でつながれて振り下ろせない)、集団的自衛権の説明にも使える。

この間の情勢のどのテーマをとっても、立憲主義は欠かせない。どんなテーマでも、最初に立憲主義の話をしたほうが良い。フランス革命の歴史、社会契約説の内容など。

2 これから明治憲法との違いや17条憲法との違いが重要になってくる

来年は明治維新150年。安倍政権がキャンペーンをしてくる可能性がある。

憲法って何ですか？

フランス人権宣言16条を紹介する。

17条憲法は憲法か？第1条「和を以て貴しとなす」→貴族の規範。憲法ではない。自民党改憲草案は、「日本古来の17条憲法に則り」などと書いてある。自民党は憲法が何かをまったくわからずに改正草案を作っている。

立憲主義と三権分立との結びつきについても、理解していない人が多い。参加者の中で社会科で教わったことと憲法が徐々に結びついていく。

3 人権の話は自分の体験と憲法が結びつきやすい

- ・集まって憲法カフェを開いていること＝集会の自由を行使している。憲法がなければ、このような集会に参加することもできなかった。実際に戦前では集会に参加できなかった。
- ・憲法が空気のようなものと思ってもらえればよい。あってもなくても一緒だと思っている人が多いが、実はなくなったら大変だということを感じてもらう。
- ・自分の体験を話す。親の離婚、自分の結婚で姓が変わったこと。氏名が持つアイデンティティや、家制度について話せる。
- ・他にも、性的マイノリティであるとか、幼いころに聞いた戦争体験などから、自分が感じたことを語ることで、身近に感じてもらう。自分の人生を語る。

4 クイズの活用

- ・〇×クイズをやって、その解説という説明の仕方をする。クイズの内容にも工夫が必要。集団的自衛権と個別的自衛権の違い、戦争が原則違法だとか、憲法は誰が守るものなのかなど。
- ・〇×クイズは、30人以上でも使える。参加者も飽きない。一方的に話を聞いているだけだと眠くなる。

5 集団的自衛権と個別的自衛権の違い

- ・リーフレットを示しながら、「これだけ覚えて帰ってください」。
- ・「安保法制がなくて、北朝鮮から攻められたらどうするの？」漠然とした不安がある人に対して、個別的自衛権の問題であることを話すとすっきりする。

6 その他の工夫

- ・参加者の意見を聞きながら、講師がコメントをしていくとか。
- ・講演後、参加者同士で感想をシェアしあう時間を持つ。感想を口に出すことで理解が深まる。他の人の意見も知ることができる。
- ・トリビアを混ぜ込む。日本の同盟国は何か国ある？正式に条約を締結しているのは1か国。だけど、オーストラリアとも緊密な関係。イスラエルとも。意外性のある知識を混ぜ込むと、印象に残る。持って帰ってもらえる。
- ・覚えてもらいたいキーワードは1つか2つに抑える（多くて3つ）。これだけは自分も話せるようにしてほしい、というものをそのまま伝えてもらう。家族、友人に広まる。その会だけにとどまらない。

第3 憲法カフェを広げる

- ・今年7月の参議院議員選挙で、衆参両院で改憲勢力が3分の2を超えた。
- ・憲法カフェ20～30人参加するだけじゃ足りない。参加した人に広げなければならない。
- ・もともとは憲法のための集まりではないところで憲法の話をする。たとえば、生協には話を持っていきやすい。大阪では20回くらいの連続講座を開催している。地域の集まりでも。
- ・憲法カフェの参加者に、次の憲法カフェの主催者になってもらう。
- ・9条の会のようなところであれば、友達を誘う努力をしてもらう。「敷布団」の大切さ。掛け布団がない人よりも、敷布団がない人のほうが凍死する。これまでの9条の会の活動も大事だけど、新しい人が参加してほしい。
- ・主権者力を育てるという視点。憲法12条「不断の努力」にあたる。はっぱをかけるのが私たち。

【質疑応答】

Q 憲法9条の話をするときに、戦争は、いまの若年層にとって身近に感じられるものなのか？

→太平洋戦争とは違って、いまシリアやイラクなどで行われている戦争は違う。遠い存在。身の危険を感じずに人を殺せる技術。「この世界の片隅に」のなかで、戦争を身近に感じるのは、呉で空襲が始まってから。実際に自分が身の危険を感じないと、戦争を身近に感じられないというのは恐ろしい。そのなかで、経済的徴兵の話が響くのではないか。奨学金が返せなくても、自衛隊に入隊すれば免除になるという話もある。想像力をどれだけ持ってもらうか。日本は直接戦闘行為に関わってなくても、武器輸出することで間接的に加担している。30～40代の男性が一番伝わりづらい。

Q 北朝鮮から攻められたら個別的自衛権があるという説明をしたときに、個別的自衛権を増強する必要があるのではないかという質問を受けたら？

→自衛隊違憲論は、参加者の気持ちが離れていく可能性があるので、初めての人が対象の憲法カフェでは言わない。

Q 泥憲和さんの話を聞いた。専守防衛の立場から自衛隊合憲論者。迫力ある話をしてくれた。参加した依頼者は感動していた。

Q 質問を受けて、わからないときはどうすればいいか？

→答えられる質問に構成しなおす。自分の言いたいことを言っちゃう。

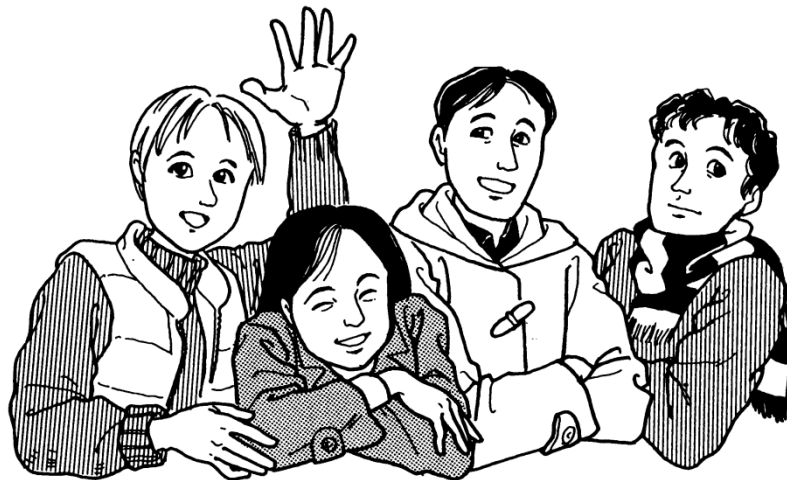
Q リーフレットについて。東京南部では、南スーダンの派遣問題についてティッシュにチラシを入れて配っている。受け取りが良い。配りやすい。

Q 最初に講演するときに、どこまで勉強すればいいのか。

→最低限、自分のレジュメの内容については全部わかっている状態に。基礎資料として、自民党改憲草案は必読。秘密保護法などについては、自由法曹団の意見書が出ている。これを「あすわか」風に咀嚼する。意見書が出されたら必ず読む。レジュメ作っていくと、調べたいことが出てくる。他の人のレジュメを参考にすると、わからないことがいっぱい出てくる。「あすわか」では、希望すれば他の人の憲法カフェを見られる。それが一番勉強になる。

Q 参加者がわかりづらいからあえて話さないということはあるか？

→何をどこまで話すのかはその都度の取捨選択。たとえば、安保条約破棄は一般人の感覚から遠いけど、地位協定見直しは理解されやすい。



沖縄を踏みにじるな！

高江への機動隊派遣費用の損害賠償を求める住民訴訟

しいの木法律事務所 八坂 玄功

沖縄県東村高江で建設中のヘリパッドの周辺警備のため、警視庁機動隊を派遣しているのは違法な金支出だとして、2016年12月20日、映画監督の高畑勲さんら東京都民183人が原告となって、派遣期間中の給与など約2億8000万円の損害賠償を求める住民訴訟を東京地裁に提起した（住民監査請求は10月17日。監査請求の却下は11月21日、東京都監査委員は、原因行為の違法が支出をも違法とするのは、前者が後者の直接的な原因であるような密接かつ一体的な関係であることが必要であるとして、監査請求人の意見陳述の機会も与えずに却下した）。

高江には、一都4府県（東京、大阪、千葉、愛知、福岡）の各県警も機動隊を現地に派遣しており、各地で住民監査請求が行われ、住民訴訟も準備されている。住民監査請求後、住民訴訟に至ったのは、東京が初めてである。

翌日21日付けの東京新聞は、20日の辺野古訴訟県側敗訴確定を報じる記事とともに、「沖縄をふみにじるな」という見出しで、本住民訴訟を大きく写真入りで報じた（朝日新聞も報じた）。私たちの税金で沖縄を踏みにじることは絶対に容認できない、というのは、訴訟の原告、代理人の共通の思いである。

提訴後の記者会見で、沖縄県名護市出身の原告の一人は、「米国内でオスプレイは住宅地を飛ばないのに沖縄では低空飛行をする。反対すれば『土人』と言われ、国はそれを差別ではないという。民意を踏みにじる行為を許せない」と語った。

住民訴訟の訴状の内容は、①本件派遣の目的である高江ヘリパッド建設が違法、②派遣自体が違法（長期・多人数による派遣を警察法60条も地方自治法も予定していない。警察の本務は当該自治体の住民保護等である）、③派遣の結果行われた警察行動が違法、というものである。

弁護団は、住民訴訟の裁判所に、都の監査委員の却下決定を繰り返させず、違法支出の実態審理を行わせることを当面の獲得目標としている。

そして、「沖縄を踏みにじるな」という都民の抵抗の意思表示が、今後も行われることが予想される沖縄への機動隊派遣の歯止めになることを願っている。

さらには、長期・多人数にわたる機動隊の派遣は地方自治法・警察法に反するもので違法である等との判決をめざして闘う所存である。

第1回期日は、2017年3月8日（水）11時30分、東京地裁103号法廷で予定されている。

代理人弁護士

宮里邦雄、高木一彦、長尾宜行、八坂玄功、青龍美和子、船尾遼外55名

オスプレイと特殊作戦部隊

—如何にその危険性を訴えるか—

拝島法律事務所

盛岡 暉道

特殊作戦部隊のこと

昨年 12 月 13 日、沖縄で米軍のオスプレイが海上に墜落したことで、オスプレイに対する関心が一挙に高かったが、そのため、今年度に横田基地に配備予定の空軍オスプレイ CV22 の本当の危険性について、広く明らかにすることの大切さを、忘れがちになる。

今度横田へ来るオスプレイ CV22 は、普通の兵員・物資の輸送用ではなく、空軍特殊作戦部隊を運ぶのが任務である。

そして、この特殊作戦部隊は、部隊要員を、相手国に潜入させて偵察・観察、戦闘搜索救難に加え、テロ作戦も行う。これは、非合法に他国に潜入し、特定人物の追跡、拉致・拷問、殺害などを行う作戦である。

このような、無法・凶暴な活動を行う部隊が横田基地に設置されることは、オスプレイの機体の墜落によって基地周辺住民がの危険に曝されるのと並んで、米軍の相手国の主権侵害とその住民に対する重大な破壊活動を行うの拠点の設置を許すことであり、絶対に容認できることではない。

しかし、この空軍特殊作戦部隊の実体を知らせることは、容易ではない。

自治体への要請でも、集会や街頭での宣伝でも、沖縄での墜落のことを話せば、基地周辺でのオスプレイの飛行の危険性はよく伝わるが、空軍特殊作戦部隊の拠点の設置の危険性・犯罪性まで触れるのは、実際には、大変、むずかしい。

毎月第三日曜日は横田座り込み

昨年 12 月 18 日の第 93 回横田基地座り込みには 106 人が参加した。そこでは、毎回、必ず、空軍特殊作戦部隊の危険性・犯罪性について、十分な時間をかけて、報告がされる。

だが、自治体や集会や街頭で、これらの宣伝でこういう成果をあげたという実例の報告はまだない。それは、これからの課題なのである。

しかし、座り込みには、都内、近県からの参加者が広がっている。だから、空軍特殊部隊の危険性・犯罪性についても、知られるようになっていくだろう。「私たちは、決してあきらめない」のだから。

ネットで、「横田座り込み」と打ちこめば、横田基地座り込みの、時間、場所などはすぐ分かる。私は、東京支部の団員が、一日も早く、姿を見せてくれること切望している。「私はあきらめない。」

「2. 4 東京教育集会2017」ご参加を！

事務局次長 仲里 歌織

2006年に1947教育基本法が改悪されて10年になります。この間、各地で「お金の心配をしないで安心して学校に通いたい」と高校生が声をあげたり、「夜間定時制をなくさないで」と署名集めをしたり、教科書カフェを開催したりと様々な取り組みが行われてきました。こうした取り組みは「だれの子どもも殺させない」「戦争法の廃止を求める」運動と響きあい、「子どもたちを戦場に送らない」たたかいへと広がっています。

こうした各地の取り組みを「点」から「線」に、「線」から「面」に広げるべく、「2. 4 東京教育集会2017実行委員会」（団支部も実行委員会に入り、集会呼びかけ人になっています。）主催で、「憲法を生かして、子どもの幸せを守る社会を！ とりもどそう！ こどもたちの未来に 平和と民主主義を！」をテーマに、「2. 4 東京教育集会2017」を開催いたします（詳細はチラシをご覧ください）。

この間の通知や教育公務員特例法改悪の動き（管理強化のための教員研修の仕組みづくりや今後出てくる罰則規定の問題）などにも表れているように、子どもや教員の自由を侵害し、教育現場を委縮させ、戦争をするための人づくりを推し進めようとする安倍政権ですが、ぜひ集会を成功させ、安倍政権にNOをつきつける大きな運動へと広がっていきましょう！

【開催日時】2017年2月4日（土） 開会13：30、終了予定16：30

【場 所】府中グリーンプラザけやきホール（京王線府中駅北口から徒歩1分）

【内 容】＜オープニング＞ 朗読「ヒロシマの少年じろうちゃん」

＜リレートーク①＞■「東京の子どものリアル」

- ・子どもたちの生活の様子とそれに対する取り組み
- ・人間を大切にする社会に～障害児教育の立場から～

■「強まる教育統制ー私たちは黙っていない」

- ・新学習指導要領の問題点
- ・「日の丸・君が代」裁判と都立高校の現状
- ・主権者教育に取り組んで

＜リレートーク②＞■「子どもの学ぶ場をとりもどそう」

- ・お金の心配をしないで学校に通いたい
- ・無料塾の取り組み
- ・夜間定時制の存続を求める取り組み

■「ストップ！戦争に向かう教育」

- ・憲法カフェの取り組み
- ・横田基地のブートキャンプをやめさせた

郵政65歳解雇訴訟、上告審へ

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

1 事案の概要

有期雇用の更新限度を65歳とする条項が、2007年10月の郵政民営化時に、郵政各社の期間雇用社員に対して期間雇用社員就業規則10条2項（「上限規則」）と労働協約91条によって導入された。そして、2011年10月、退職金も無く年金も乏しい弱い立場である郵政の期間雇用社員に適用され、約1万4000人が「雇止め」とされ、生活の糧を奪われた。

その結果、郵便物の滞留が多発するなど、郵便事業の公共的機能も大いに侵害された。

「雇止め」とされた殆どの者が、その経済的困窮故に提訴もできず、泣き寝入りを強いられた。地位確認と損害賠償請求を求めて提訴したのは、郵政ユニオンに所属する本件訴訟の原告ら9名のみであった。原告らは、そうした多くの仲間のためにも、高齢と非正規の二重の差別を許さず、生存権を確保するため、本件訴訟を遂行してきた。

2 一審判決と控訴審

一審は、2015年2月4日に結審し、同年7月17日に判決が言い渡された。判決内容としては、原告らが業務に熟練していたことを認め、職を奪われた無念は察するに余りある、などのリップサービスが記載され、労働協約締結時の労使交渉が不誠実であり、郵政ユニオンは錯誤に陥っていた、と認定された。しかし、結論としては、原告らの請求を全て棄却する不当判決であった。

原告らは全員控訴し、2015年11月に控訴理由書を提出した。東京高等裁判所23民事部（水野邦夫裁判長）では弁論を重ねて2016年8月3日に郵政ユニオン役員の証人尋問を行い、結審した。

3 控訴審判決の問題点

2016年10月5日、高裁は、控訴人9名全員に対して控訴棄却という極めて不当な判決をなした。

許せないのは、一審判決と同様の「コスト論」である。判決は、仮に上限規則を設けず更新拒絶の合理性・相当性があるときのみに更新拒絶が可能との制度枠組みにした場合、紛議が発生し日本郵便のコストとなるため、それを避ける制度を設ける必要性・合理性があるとする。期間雇用社員が65歳以降の雇止めにより生活が困窮することを認定しつつ、それとの比較においてなお日本郵便が紛議のコストを避ける必要性の方が重要であると判示した。しかし、日本郵便は、自らの利潤を追求するために控訴人ら期間雇用社員を雇用し、実際に利潤をあげているのであるから、「雇止め」の際にかかるコストは日本郵便が当然に負担すべきである。まさに労働者の勤労の権利と生存権を無視した不法な判決である。

また、判決は、旧公社時代は日々任用であり、65歳を超えても任用更新されるという事実上の期待は法的に保証されたものではないため、上限規則によりその期待を奪われたとしても、控訴人ら期間雇用社員の受ける不利益は非常に大きいとは評価し得ないとした。しかし、国家公務員について、日々任用であっても突然「雇止め」された事例は聞いたことがない。むしろ民間の労働者よりも雇用が安定していたのが実態である。判決は、かかる実態を無視し、日々任用の形式面を殊更にあげつらっており、極めて不当である。

控訴人ら期間雇用社員は老後の生活保障がなく、自ら働き続ける他ないのであり、かかる判決が是認

されてしまえば、非正規労働者が増え続ける現代において、生存権が侵害される者がさらに拡大してしまう。

4 異例の付言

他方、裁判官は法廷において、期間雇用社員の生活保障や高齢者の労働力確保が必要となる社会情勢から、65歳を更新期間の上限としている政策は再検討の余地があり、関係者の努力を求める旨述べるという異例の付言をなした。その旨は、判決文にも記載されている。

訴訟団と郵政ユニオンは、本判決の不当性を強く主張するとともに、日本郵便が、この付言も踏まえて一刻も早く上限規則を撤廃するよう要求する。

5 上告審へ

我々は、闘いの矛はおさめない。日本郵便による不当解雇の責任を追及し、年齢に関係なく働ける社会をめざして上告し、12月14日には上告理由書および上告受理申立理由書を提出した。

年功で賃金が上昇しない有期雇用労働者に定年制を導入することは、秋北バス最高裁判決の判示に反し憲法27条に反して公序良俗違反であること、憲法27条に由来する解雇権濫用法理を潜脱することになる上限規則の解釈は違憲・違法であること、上限規則は、秋北バス最高裁判決でいう「定年解雇」と解すべきこと、その場合、解雇権濫用法理の適用による判断を行わなかったことは理由不備・審理不尽であること、などを上告理由・上告受理申立理由として主張している。

これまでの皆さんの御支援に感謝するとともに、引き続き御支援をいただきたい。本東京支部ニュースに同封した最高裁要請署名に、是非ご協力お願いします。



新人紹介

入団にあたってのご挨拶

弁護士法人・響 有岡 佳次朗

団員の皆様、初めまして。

弁護士法人・響68期の有岡佳次朗と申します。

私は弁護士になろうと思ったのは高校生の時です。何か特別な関心事や強い影響を及ぼすような出来事があったわけではないのですが、日常生活を送る中で不条理なことをしばしば目の当たりにして、将来は人の役に立てる仕事、特に弱い立場にある人や声の小さな人の声になれるような仕事に就きたいと思ったことがきっかけでした。具体的には、様々なコミュニティの中で物事の決定は多数決行うことがよくあるのですが、ここでも不条理さを目の当たりにしました。多数決での決定という方法は、十分話し合った上でなされたのであれば合理的な決定方法だと思うのですが、往々にして声が大きい人の意見が通り、声を上げられない人や立場の弱い人の意見は事実上無視されていました。その場の空気感や勢いで決定されていることを目の当たりにしてきました。

弁護士というのは組織や体制から縛られることなく、法律を駆使して自分の意志や正義感を貫けることに大きな魅力を感じています。特に自由法曹団は、単に人権擁護、少数者保護を標榜している団体ではなく、実際に戦う集団として社会の多方面で活躍されている先生が数多くいらっしゃいます。去年の10月に初めて総会に参加させて頂いたのですが、全国で行われている様々な活動の報告が途絶えることなくなされ、熱気で圧倒されたことが強く印象に残っています。

私が弁護士になってから出会った言葉でいつも心に留め、私の今後の指標になっている言葉がありますのでご紹介致します。「弁護士が高い倫理と品性を求められるのは、弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とするからです。金銭が望みなら商人になればいい。権力が望みなら官僚になればいい。弁護士は金銭や権力に目を奪われ、心を動かされた瞬間に弁護士たる資格を失うのだと思います。」弁護士が増員された昨今、様々な考えを持つ弁護士がいるかと思いますが、自由法曹団の団員はまさにこれを体現していると思います。

私も自由法曹団での活動を通して、気持ちや思いだけでなく、実際に行動で社会を動かす力になっていきたいと思っています。

新人紹介

弁護士法人・響 島村 海利

弁護士法人響，第二東京弁護士会に所属している弁護士の島村海利（しまむらかいと）と申します。修習は68期です。

現在，私は，刑事弁護委員会，高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会，安保法制違憲訴訟弁護団，シンクタンク新外交イニシアティブ（ND）等で活動しております。

そもそも，私が本格的に法曹を目指そうと思ったのは，学部生の頃に傍聴した刑事裁判でした。その裁判は，同じ大学の学生が被告人の強制わいせつ事件でした。公判期日は3回程度開かれ，証人尋問では，被告人の母親が情状証人として出廷しました。母親は，泣きながらバーの中へ入って行きました。証言をする間も泣いていました。その後，被告人質問では，被告人が泣いて質問にあまり答えられない中，検察官からの厳しい質問が次々と飛んでいました。弁護人は，「寛大な判決をお願いします」と述べるのがやっとでした。当然，犯罪事実は簡単に許されるものではありませんが，そのとき私は，次々と質問をぶつけ被告人を責める権力側の強さと，寛大な判決をお願いするほかない被告人側の立場の弱さの差に驚きました。また，被害者やその家族のショックが大きいことは想像に難くありませんが，同時に，被告人の母親も相当辛いだろうということも，私は感じました。そのような思いを持つ中で，法科大学院，司法試験へと進んで行き，いろいろ迷いはありましたが，立場の弱い側をケアする弁護士になることを決めました。

NDについては，ご存知の団員の方も多いと思います。私は，沖縄・辺野古基地問題に取り組むプロジェクトに参加させていただいております。そのプロジェクトでは，辺野古新基地建設が不要であり，その対案があることを，我が国を代表する専門家とともに，米海兵隊の運用を踏まえて提言するものです。現在，報告書の作成が最終段階に入っており，今後，国内外で発表の機会があると思います。ご注目ください。

安保法制違憲訴訟では，一次提訴後に加入させていただき，若手の一人として，安保法制制定により苦痛を受けた方々の陳述書を作成することになっています。陳述書の準備のために，原告の方が書いたアンケートを読みましたが，単なる不安にとどまらず，現実的苦痛を受けている方が多数いらっしゃる事が分かりました。憲法を守るべき法曹として，原告の方たちが感じている苦痛が裁判官に伝わるように，精一杯やっていきたいと思っています。

私のこのような活動は，基本的人権の尊重，民主主義の発展，平和な日本の実現など，シンプルかつ壮大な目標に近づくためのものであり，これらは自由法曹団の目的でもあります。歴史的な判決の獲得や権利擁護活動に取り組んで来た先人たちに学び，また，若手を含めた全国の団員と連携しながら，課題に一つ一つ取り組む所存です。よろしくお願いいたします。

支部総会のご案内

安倍首相は、年頭の挨拶で、改憲論議を深めたい、と改憲に向けた決意を述べました。いよいよ、安倍政権の暴走をストップさせるべく、市民と野党の共闘を実現して、解散総選挙で与党と維新を少数に追い込むことができるのか、それとも、改憲と庶民いじめの政治を許してしまうのか、がかかった2017年が始まりました。東京としては築地市場豊洲移転やオリンピックの無駄遣いなど、都民の暮らしのかかった都議選も今年予定されています。そのような中で、人権を擁護する弁護士の立場で憲法と民主主義を守って奮闘する自由法曹団東京支部の役割も重要になっています。

今年2月には、これまでの取り組みの教訓に経ってこうした情勢に立ち向かっていくための討議の場として、下記の通り第45回支部総会を開催します。

できる限り多くの支部の皆さんのご参加をお願いします。

日時 2月24日 午後1時開会

2月25日 午後1時終了

場所 KKR熱海 熱海駅から徒歩10分

講師紹介

今回お招きする講師は、布施祐仁（ふせ ゆうじん）さんです。ジャーナリストで平和新聞編集長を務めています。著書に『ルポ イチエフー—福島第一原発レベル7の現場』『日米密約——裁かれない米兵犯罪』（岩波書店）、『経済的徴兵制』（集英社新書）などがあります。Twitterでも情報発信しています（<https://twitter.com/yujinfuse>）。

戦争法の強行による自衛隊の活動やこれを取り巻く社会の変化、そしてこうした変化に対しどのように運動を起こしていくかを学ぼうと絶好の講師です。ぜひご参加ください。



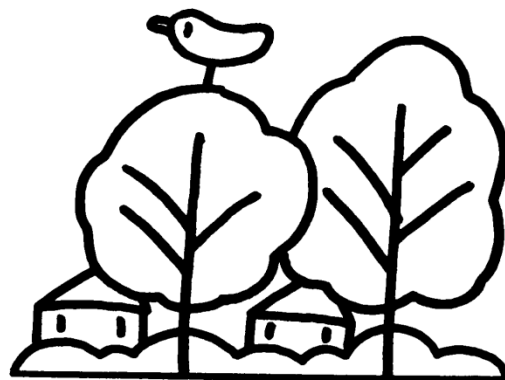
2017 年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付

2016 年 12 月 21 日の東京支部幹事会をもって、第 45 回東京支部定期総会における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長・支部幹事の立候補および推薦の受付をいたします。2017 年 1 月 16 日午後 1 時までに、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

また各事務所では、会議への出席が可能な団員（数回に一回の出席ができる団員）を推薦下さるようお願いいたします。

2016 年 12 月 21 日 自由法曹団東京支部選挙管理委員会 委員長 久保田 明人



12月幹事会議事録

1 情勢

国会関係について

年金、カジノ法案強行

日ソ首脳会談 進展なし

真珠湾訪問予定

2 憲法

・辺野古判決

前知事承認 翁長判断かで前知事判断について判断する

今後は撤回と地方自治法改正による国と地方が対等とするという点

・オスプレイ墜落問題

高江ヘリパッド完成、返還式典

・住民訴訟東京12月20日に提訴

違法な公金支出についてが争点

千葉、神奈川監査請求申立

福岡一度受付後不適法却下

愛知準備中

・年明け解散

今の所なさそう資料4（東京新聞）

日ソ首脳会談がうまくいかなかったのではという見解ではないか

衆院の任期は18年12月。衆院の任期4年の間に憲法改悪を行いたいという状況。その機会をうかがっているのではないか。

・野党共闘の情勢について

革新懇の資料参照。

政党レベルの調整と市民の調整問題について今後の課題があり

板橋、渋谷等について報告

選挙は先になりそうなので工夫しながらやっていくしかないのではないか

世田谷などは都議候補に転換

・都議選

小池、維新との関係でも工夫が必要

・憲法共同センターの講師登録について

全労連内での告知をしてもらう

支部単位で体制と受付窓口を情報提供する（こういう事務所があり、誰をだすか、及び各事務所に對して東京支部から告知文書をながす）

他団体だと情勢については話せないという意見もある

3 教育

東京教育連絡会では、2. 4東京教育集会2017の為の取り組みをしている。団支部も呼びかけ人。賛同金に協力を（5口、1万円で）奥住さんが振り込む。チラシ必要枚数についても連絡する。

自民党による教員の政治的中立性を守る名目で都道府県別の指針を統一しようとしている。本部と共に取り組むべき課題。

4 核兵器廃絶国際署名について

団体署名承認

5 都政

- ・横田のオスプレイ反対会議の総括会議あり

5000人参加。特によかったのは長野、千葉など首都圏レベルで共有できた。早く着いた人が現場で民家の上を飛行機が飛んでいるところをみて騒音などを実感した等の感想有り。

今後の連絡会については、オスプレイ落下を受けて、新しい署名を作って運動のてこに。来年配備予定なので、それに向けて運動する。

- ・オリンピック・パラリンピック

現場の企画室の人はよく分かっていないようで、上から決まってしまうようだった。

- ・革新都政をつくる会の総会が8日にあり。
- ・本部から豊洲移転問題の取り組みを団通知に上げてほしいとの要請。1月5日締め切り。
- ・豊洲をやめてどうするのか、単純に築地でいいのか（老朽化）などもあり、改修が間に合うのか、できるのか、という問題がある。まだ研究もしていない。

6 刑事司法

来年の通常国会に共謀罪が出てきそう。15日に5団体で集会があった。

白取祐司先生を招いて2月7日5時、団本部で学習交流集会。（場所は変更の可能性あり）

どうすれば大きく盛り上げられるか。

支部ニュースに共謀罪のリーフを織り込む（720部）

7 労働

- ・同一労働同一賃金について。

基本給、賞与について、不合理とされれば是正される。対象になるということで評価されているが、運用上どのようになるかは問題がある。決定基準がない。先々、法律の問題になる。パート法、派遣法、労働契約法を改正して、今ある法律の解釈指針を示したという位置づけ。厚労省が排除されて政府主導で進められている。

本部で3回連続学習会。次回1月16日。2月、3月もやり、4月に集会の予定。

- ・2月22日に地評と一緒に学習会（ラパス）

労働法制改悪反対 共催決定

※ この後、新人歓迎企画と新人歓迎大忘年会 20名以上の参加で盛り上がる。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償**し、**保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間	満年齢	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
	25歳～29歳	993	875	949	843
	30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
	35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
	40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
	45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
	50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
	55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
	60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)